



「いわて地産地消給食実施事業所」を募集しています♪

県では、地産地消の取組を進めるため、県産農林水産物を積極的に利用している県内の給食実施事業所を対象に、「いわて地産地消給食実施事業所」を随時募集、認定しています。

認定された事業所には、「いわて地産地消給食実施事業所認定証」を交付します。

地産地消給食のメリットとは？

☆利用者の皆様に、

安全・安心な県産食材で、満足度の高い食生活を提供できます♪

☆県産食材のこだわりのメニューで、

他の事業所との違いをアピールできます♪

☆県産食材を使うことで、

輸送距離短縮による環境への配慮や食の安全性の確保とともに、地域農業の振興など、地域の活性化へ貢献ができます♪

☆県のホームページ等で、

積極的に地産地消に取り組んでいることがPRされます♪

認定を受けるには？

次の5つの要件を全て満たすことが必要です。

①お米は、県産米100%とすること。

②年間を通じた岩手県産農林水産物の積極的な利用に努めること。

③岩手県産農林水産物を利用したメニュー提供やイベント開催など、地産地消の取組を行うこと。

④いわての食財サポーターに登録していること。（※申請時の登録可）

⑤メニューに使用した岩手県産農林水産物の情報や地産地消の取組などを利用者に周知すること。

【お申込み・お問合せ先】岩手県農林水産部流通課 6次産業化推進担当

電話：019-629-5715 FAX：019-651-7172

Eメール：AF0003@pref.iwate.jp



「いわて地産地消給食実施事業所」認定制度の概要（認定要件等の緩和の後）

〈制度の概要〉

(1) 認定の対象

県内に所在する事業所等で、給食施設を設置し、又は給食を提供している事業所等で、利用者が特定の範囲の者に限られているもの（但し、学校給食施設を除く）。



(2) 認定要件 ※次の各号を全て満たすこと。

- ① 事業所等で利用する米は岩手県産 100 パーセントであること。
- ② 年間を通じた岩手県産農林水産物の積極的な利用に努めること。
- ③ 岩手県産農林水産物を利用したメニュー提供やイベント開催など、地産地消の取組を行うこと。
- ④ 「いわての食財サポーター」に登録していること。（※申請時の登録可）
- ⑤ メニューに使用した岩手県産農林水産物の情報や事業所等での地産地消の取組を利用者に周知すること。

(3) 申請方法

「いわて地産地消給食実施事業所認定申請書」に必要事項を記載のうえ、下記の確認書類と一緒に、県庁流通課あて申請してください。

【確認書類】 ※上記（2）の認定要件を確認するため、下記書類を提出いただきます。

- ・ 納品伝票、契約書等（上記（2）①関係）
- ・ メニュー表、取組内容の分かる写真、チラシ等（上記（2）③関係）
- ・ メニュー表、取組等を周知していることが分かる写真、チラシ等（上記（2）⑤関係）

(4) 認定期間

認定の日から2年を経過した日以後の最初の3月31日まで。その後は、3年毎に更新。

(5) 認定後の事務

(ア) 実績報告（年1回）

「いわて地産地消給食実施事業実績報告書」に必要事項を記載のうえ、翌年度の4月30日までに流通課あてに提出。（県産米の利用を確認）

(イ) 認定更新

「いわて地産地消給食実施事業所認定更新申請書」に必要事項を記載のうえ、確認書類と一緒に、有効期間の満了日の1か月前までに、流通課あてに申請。

☆申請手続き等を下記のとおり軽減しました☆（平成28年2月9日～）

（認定要件）メニュー提供やイベント開催回数の条件などを緩和。

（確認書類）認定申請や実績報告に係る提出書類を軽減。